

特別児童扶養手当のてびき

(令和7年度版)

特別児童扶養手当は、身体又は精神に重度・中度障害のある（軽度障害は除く）児童の福祉の増進を図ることを目的に、障害のある児童を家庭において監護している父もしくは母、又は父母にかわってその児童を養育している方に支給される手当です。



兵庫県

5 所得の制限

前年の所得(課税台帳※で確認)が下表の額以上の方は、その年度(8月から翌年の7月まで)の手当の支給が停止になります。※お住まいの市役所・町役場の税務課等にお問い合わせください。

◇所得制限限度額表

扶養親族等の数	受給者本人	配偶者・扶養義務者(※)
0人	4,596,000 円	6,287,000 円
1人	4,976,000 円	6,536,000 円
2人	5,356,000 円	6,749,000 円
3人	5,736,000 円	6,962,000 円
4人	6,116,000 円	7,175,000 円
5人以上	以下 380,000 円ずつ加算	以下 213,000 円ずつ加算

※扶養義務者・・・手当を受給する人と生計を同じくしている父母兄弟姉妹など

◇限度額に加算されるもの

- ①受給者本人・・・70 歳以上の同一生計配偶者・老人扶養親族がある場合は 10 万円／人、
特定扶養親族および 16 歳から 18 歳の扶養親族がある場合は 25 万円／人
- ②扶養義務者等・・・老人扶養親族がある場合は 6 万円／人
(ただし、扶養親族がすべて老人扶養親族の場合は 1 人を除く。)

◇所得額の計算方法

所得額＝年間収入金額－必要経費(給与所得控除額)－8 万円－次の控除額
(社会保険料相当分)

★給与所得又は公的年金等に係る所得を有する場合は、給与所得金額と公的年金等に係る所得の金額の合計額から 10 万円を控除します(※)

諸控除の額	障害者控除・勤労学生控除・・・27 万円	特別障害者控除・・・40 万円
	寡婦控除・・・27 万円、ひとり親控除・・・35 万 (※)	
	配偶者特別控除・医療費控除・・・地方税法(住民税)で控除された額	

※ 令和2年以後の所得について適用されます。

6 特別児童扶養手当を受けている方の届出

特別児童扶養手当を受けている方は、次のような場合に、市区町の窓口で各種届出をする必要があります。届出が遅れたり、届出をしなかった場合には、手当の支給が遅れたり、受けられなくなったり、手当を返還していただくこともありますので、必ず提出してください。

所得状況届	受給者全員が、毎年 8 月 12 日から 9 月 11 日までの間に住所地の市区町に提出することになっています。8 月以降の手当を受け取るには、この届を提出する必要があります。(お住まいの市役所・町役場から、提出の時期にあわせ、文書でお知らせします。)また、2 年間届を提出しないと受給資格がなくなります。
額改定請求書	対象児童の数が増えたときや、障害の程度に変動があったとき
資格喪失届	受給資格がなくなったとき ※児童福祉施設等に入所した場合や受給者が児童を監護又は養育しなくなった場合は、すぐに市区町の窓口で資格喪失届を提出してください。(この届を提出しないまま手当を受けていた場合は、資格がなくなった月の翌月からの手当の総額を返還していただきます。)
対象児童にかかる 有期再認定	原則として 2 年に 1 回、3 月・7 月・11 月のうち定められた時期に診断書等を提出し、引き続き手当が受けられるか、再認定を受けなければなりません。
その他の届	氏名・住所・振込口座の変更、証書の亡失、受給者が死亡したとき 所得の高い扶養義務者と同居又は別居したとき など

★罰 則 偽りその他不正の手段により手当を受けた者は、3 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処せられます。

1 特別児童扶養手当を受けることができる方

20歳未満で、身体又は精神に別表1又は別表2に該当する程度の障害のある児童を監護する父もしくは母、又は父母にかわってその児童を養育している方

※児童を父及び母が監護している場合は、主として生計を維持する者(所得の高い方)が受給者となります。

ただし、次のような場合には、手当は支給されません

- ① 手当を受けようとする人、対象となる児童が、日本に住んでいない場合
- ② 児童が児童福祉施設等に入所しており、父母等の監護が及んでいないと解される場合
- ③ 児童が障害を理由とする年金給付を受けることができる場合

2 特別児童扶養手当の額と支払日

◇対象児童の数と等級に応じて支給されます。

(いずれも児童一人あたり)

区分	令和7年4月～
1級(重度障害)	月額56,800円
2級(中度障害)	月額37,830円



◇手当は、兵庫県各県民局(センター)長の認定を受けると、請求した日の属する月の翌月分から支給され、年3回支払われます。

支払日	支給対象月
4月11日	12月～3月分
8月11日	4月～7月分
11月11日	8月～11月分

※支払日が土日又は休日のときは、その直前の営業日となります。

3 特別児童扶養手当を受けるときの手続き

手当を受けるには、住所地の市町の窓口へ、必要書類を添えて請求手続きを行ってください。その後、兵庫県各県民局(センター)長の認定を受けることにより、手当が支給されます。

※請求の際には、請求者、児童等のマイナンバーの記入及び本人確認が必要です。

4 障害の認定

障害の認定は、指定の特別児童扶養手当認定診断書(障害の内容により様式が異なります。)で行うことを原則とします。(指定の診断書は、市町の窓口にて備えてあります。)

なお、一部、診断書を省略し、障害者手帳又は療育手帳の写しで判定できる場合もありますので、お住まいの市町の窓口でおたずねください。

7 障害等級表

別表1(1級)

①次に掲げる視覚障害

- イ) 両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの
- ロ) 一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
- ハ) ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が 28 度以下のもの

- 二) 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの

②両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの

③両上肢の機能に著しい障害を有するもの

④両上肢の全ての指を欠くもの

⑤両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの

⑥両下肢の機能に著しい障害を有するもの

⑦両下肢を足関節以上で欠くもの

⑧体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの

⑨前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの

⑩精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

⑪身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
(備考)

視力の測定は、万国式視力表等によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正された視力によって判定する。

別表2(2級)

①次に掲げる視覚障害

- イ) 両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの
- ロ) 一眼の視力が 0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
- ハ) ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が 56 度以下のもの

- 二) 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの

②両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの

③平衡機能に著しい障害を有するもの

④そしゃくの機能を欠くもの

⑤音声又は言語機能に著しい障害を有するもの

⑥両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの

⑦両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能著しい障害を有するもの

⑧一上肢の機能に著しい障害を有するもの

⑨一上肢の全ての指を欠くもの

⑩一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの

⑪両下肢の全ての指を欠くもの

⑫一下肢の機能に著しい障害を有するもの

⑬一下肢を足関節以上で欠くもの

⑭体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの

⑮前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

⑯精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

⑰身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

問い合わせ先

* お住まいの市役所、町役場

* 関係機関

機関名	電話番号	担当地区
兵庫県福祉部 児童家庭課	078-341-7711 (代表)	—
阪神南県民センター 芦屋健康福祉事務所	0797-26-8151	尼崎市、西宮市、 芦屋市
阪神北県民局 宝塚健康福祉事務所	0797-61-5176	伊丹市、宝塚市、 川西市、三田市、 川辺郡(猪名川町)
東播磨県民局 加古川健康福祉事務所	079-421-1101 (代表)	明石市、加古川市、 高砂市、加古郡 (播磨町、稲美町)
北播磨県民局 加東健康福祉事務所	0795-42-5111 (代表)	西脇市、三木市、 小野市、加西市、 加東市、多可郡 (多可町)
中播磨県民センター 中播磨健康福祉事務所	079-281-3001 (代表)	姫路市、神崎郡 (市川町、福崎町、 神河町)

機関名	電話番号	担当地区
西播磨県民局 龍野健康福祉事務所	0791-63-5138	相生市、たつの市、 赤穂市、宍粟市、 揖保郡(太子町)、 赤穂郡(上郡町)、 佐用郡(佐用町)
但馬県民局 豊岡健康福祉事務所	0796-23-1001 (代表)	豊岡市、養父市、 朝来市
但馬県民局 新温泉健康福祉事務所	0796-82-3161	美方郡(新温泉町、 香美町)
丹波県民局 丹波健康福祉事務所	0795-72-0500 (代表)	丹波篠山市、 丹波市
淡路県民局 洲本健康福祉事務所	0799-22-3541 (代表)	洲本市、南あわじ市、 淡路市

※神戸市にお住まいの方は下記又は各区役所

神戸市障害福祉課	078-322-5133	神戸市
----------	--------------	-----



兵庫県のマスコット はばタン

兵庫県福祉部 児童家庭課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号

TEL. (078) 362-3201(直通) FAX. (078) 362-0061

Mail jidokatei@pref.hyogo.lg.jp